

# 名古屋港管理組合公報

平成26年12月2日

(火曜日)

号外第289号

## 目次

○平成22年名古屋港管理組合告示第45号の一部改正 ..... 1

## 告 示

### 名古屋港管理組合告示第52号

平成22年名古屋港管理組合告示第45号（個人演説会等の施設の設備及び同施設の使用のために納付すべき費用）の一部を次のように改正する。

平成26年12月2日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

個人演説会等公営施設設備費用額を次のように改める。

使用時間区分	費 用 額	
	基 本 額	拡声機使用料
午前（9：00～12：30）	10,200 円	2,160 円
午後（13：00～17：00）	12,300 円	2,160 円
夜間（17：30～21：30）	15,400 円	2,160 円
全日（9：00～21：30）	28,800 円	6,480 円

注1 拡声機使用料の欄は、マイクロホン2本の使用料である。

2 演壇（ステージベース）を使用した場合の費用額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあたっては510円、全日の区分による使用にあたっては1,530円を、この表の額に加算した額とする。

3 上記いずれの使用時間区分も会場の設営、後片付け及び清掃の時間を含む。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合